

農業経営改善計画の認定に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤促進強化法（昭和55年5月28日法律第65号。以下「法」という）第12条第1項及び第13条第1項に基づく農業経営改善計画の提出及び認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 農業経営改善計画の認定を申請しようとするものは、農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）及び個人情報の取扱いに関する同意書（様式第6号）を、市長に提出するものとする。

(認定方法)

第3条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、「千葉市認定農業者制度の運用基準」に基づき、認定を行うものとする。農業経営改善計画書の認定を受けたもの（以下「認定農業者」という。）に対しては、農業経営改善計画認定書（様式第2号）を交付するものとする。

(台帳整理)

第4条 市長は、認定された農業経営改善計画とともに認定農業者に関する事項を台帳として整理する。

(農業経営改善計画の変更認定申請)

第5条 認定農業者は、当該認定に係る農業経営改善計画書の変更をしようとする時は、変更内容を記載した農業経営改善計画認定申請書（変更）（様式第3号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(変更認定方法)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、「千葉市認定農業者制度の運用基準」に基づき、認定を行うものとする。農業経営改善計画書の認定を受けたもの（以下「認定農業者」という。）に対しては、農業経営改善計画認定書（様式第5号）を交付するものとする。

(認定農業者の名称及び住所の変更届け)

第7条 認定農業者の名称及び住所が変更となったときは、速やかに認定農業者の名称及び住所の変更届並びに農業経営改善計画認定書再交付申請書（様

式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、認定農業者の名称及び住所の変更届並びに農業経営改善計画認定書再交付申請書(様式第4号)の提出を受けたときは、速やかに台帳の認定農業者に関する事項を訂正するとともに、農業経営改善計画認定書(様式第2号又は様式第5号)を発行しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農政部長が定める。

附 則

この要領は、平成23年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月19日から施行する。